

非農地証明について

- ◎ 非農地証明とは
農地法第2条で定める農地でない証明です。

- ◎ 申請書は記載例を参考に2部提出
願出人は原則として所有者

- ◎ 添付書類（原則として3か月以内の原本）
 - 非農地となったことが客観的に証明できる公的証明等（家屋登記事項証明書、課税証明等）
 - 現況写真
 - 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
 - 公図の写し
 - 代理人が願出書を提出等する場合、委任状
 - 申請人の住所が当市以外の場合、住民票抄本
 - 登記事項証明書と住所が異なる場合、変更したことが分かる戸籍の附票等
 - 申請人が法人の場合、法人の登記事項証明書
 - 非農地となって20年以上経っている場合は、20年以上前に撮影された航空写真等

- ◎ 申請からの期間は
毎月10日（土日祝祭日の場合は次の平日）までの申請案件は、当該月の定例総会（毎月25日）で決定され、証明書の交付となります。